

浜松市ごみ集積所用地の寄附及び自治会への貸付けに関する取扱要綱

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要綱は、浜松市廃棄物の減量及び資源化並びに適正処理等に関する条例（平成25年浜松市条例第58号）第16条に規定する家庭系廃棄物を排出すべき場所（以下「ごみ集積所」という。）の用地の寄附を受入れる場合及び受入れた用地の自治会への貸付けについて、浜松市公有財産管理規則（昭和39年浜松市規則第30号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

第2章 寄附の受入れ

(寄附受入れ基準)

第2条 寄附受入れの対象となるごみ集積所用地は、次の各号に掲げる基準のいずれも満たすものとする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 浜松市ごみ集積所の設置に関する要綱に定める基準に基づき設置されるごみ集積所の用地であること。
- (2) 浜松市開発許可指導基準に規定する開発行為、またはこれに準ずる規模の宅地造成事業に伴うごみ集積所用地であること。
- (3) ごみ集積所が位置する区域の自治会（以下「地元自治会」という。）が、法人格を有していないこと。
- (4) ごみ集積所用地の中に、ごみ・資源物の一時保管のための構築物（以下「一時保管用構築物」という。）を除く他の構築物の設置がされておらず、かつ、将来にわたりこれを設置する予定がないこと。
- (5) 第3条に規定する事前協議が完了していること。

(事前協議)

第3条 ごみ集積所用地の寄附をしようとする者（以下「寄附者」という。）は、事前協議書（第1号様式）により、市長と事前に協議をするものとする。

2 前項の事前協議書には、次に掲げる図書を添えなければならない。

- (1) 報告書（第2号様式）
- (2) 位置図
- (3) 現場写真
- (4) ごみ集積所用地に一時保管用構築物がある場合又はその設置を予定する場合、その詳細がわかるもの
- (5) 前各号に掲げるもののほか、ごみ集積所用地の詳細について市長が必要があると認めるもの

(寄附申込)

第 4 条 寄附者は規則第 18 条に基づき、寄附申込書 (規則第 3 号様式) を市長に提出しなければならない。

2 規則第 18 条の寄附申込書の当該財産の登記等を証する書類その他必要があると認める書類は次のとおりとする。

- (1) 位置図
- (2) 公図写
- (3) 求積図
- (4) 現場写真
- (5) 登記原因証明情報
- (6) 登記承諾書
- (7) 寄附者の印鑑登録証明書
- (8) 寄附者の住民票写(寄附者が法人である場合にあっては、法人の登記事項証明書(現在事項全部証明書) 写)

(寄附の受納及び所有権移転)

第 5 条 市長は、寄附を受納することに決定したときは、規則第 18 条に基づき、寄附受入書 (規則第 4 号様式) によりその旨を寄附者に通知し、当該ごみ集積所用地の所有権移転登記を行うものとする。

第 3 章 自治会への貸付け

(自治会への貸付け)

第 6 条 市が前条の規定による所有権移転その他の寄附受納に係る手続きを終えたごみ集積所用地については、規則第 23 条に基づき地元自治会に貸付けることができる。

2 ごみ集積所用地の貸付けは、浜松市財産の交換、譲渡、貸付け等に関する条例 (昭和 39 年浜松市条例第 27 号) 第 4 条第 1 号の規定に基づき無償貸付けとする。

(財産借受申込)

第 7 条 ごみ集積所用地の貸付けを受けようとする地元自治会は、規則第 23 条第 1 項の規定に基づき、財産借受申込書 (規則第 5 号様式) を市長に提出しなければならない。

(市有財産無償貸付契約の締結)

第 8 条 前条の規定により財産借受申込書が提出されたときは、市長はその内容を確認し、ごみ集積所用地を貸付けることが適当であると認めるときは、地元自治会と市の間で土地無償貸付契約を締結する。

2 前項の契約期間は 3 年以内とし、使用貸借期間が満了する日の 1 箇月前までに地元自

治会又は市から特段の意思表示がないときは、契約期間を3年間継続するものとし、以後も同様とする。

(現状変更及び一時保管用構築物の設置)

第9条 地元自治会は市有財産無償貸付契約を締結したごみ集積所用地の現状変更又はその用地内に一時保管用構築物を設置しようとするときは、規則第31条に基づき、借受財産現状変更承諾申込書(規則第9号様式)を市長に提出しなければならない。

2 前項に規定する現状変更及び一時保管用構築物の設置については、地元自治会の責任において行うものとし、これにかかる経費等は地元自治会が負担する。

(ごみ集積所の管理)

第10条 市有財産無償貸付契約を締結したごみ集積所内の土地及び一時保管用構築物の維持、清掃及びネット等の日常管理は、地元自治会の責任において行うものとし、これにかかる経費等は地元自治会が負担する。

附 則

この要綱は、平成27年2月3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

年 月 日

(あて先) 浜松市長

申込人 住所又は所在地

氏名又は名称

印

電話

-

-

連絡先 住所又は所在地

氏名又は名称

電話

-

-

事前協議書

次のとおりごみ集積所用地を寄附したいので、事前協議を申し出ます。

1 寄附をしようとする物件(所在地、面積、地目、所有者)

2 寄附をしようとする理由

3 寄附の条件

4 寄附予定期日

5 その他

第2号様式

年 月 日

(あて先) 浜松市長

申込人 住所又は所在地

氏名又は名称

印

電話

-

-

報告書

次のとおりごみ集積所を設置することについて、地元自治会と合意したことを報告します。

1 ごみ集積所用地の所在地、面積、地目

2 ごみ集積所の構築物等の有無及び詳細(設置予定を含む)

- ・上記のとおりごみ集積所を設置することについて同意します。
- ・当該土地の寄附については、本自治会が法人格を有しておらず、自治会の所有とすることが困難であることから、本自治会に代わり市に寄附されることに異存ありません。また、本自治会が法人格を取得した際には、本自治会への所有権移転に向けて市と協議をします。
- ・市より当該土地の貸付けを受けた後は、当該土地及び構築物等の維持、清掃及びネット等の日常管理を本自治会の負担及び責任において行うことを誓約します。

年 月 日

自治会名

自治会長名

印